○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十三年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
百四号	八戸市大字田面木字上田面木二六番八から同市大字田面木字前田表一八番四まで

供用開始の期日　平成二十三年五月十三日

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市東区寺山三丁目一八四〇番から同市東区逢谷内三丁目五二五番一まで	前	二七・五三～四一・一四メートル　〇・四三一キロメートル
	後	二七・五三～八七・八一　〇・四三一

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中国地方整備局告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局浜田河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日　中国地方整備局長　福田　功

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　九号　浜田市三隅町岡見地先から益田市神田町地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　津和野町長　下森　博之

住所　島根県鹿足郡津和野町日原五四番地二五

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十三年二月二十二日から本協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十三日　中国地方整備局長　福田　功

一　登録番号

中国地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人島根県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	和実　廣喜
変更後	丸田　誠、内田　弘

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○四国地方整備局告示第五十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年五月十三日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人　高知県建設技術公社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	梶原　幸一
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	浜口　真人、小松　保喜
変更後	味元　毅、筒井　正典

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	山中　拓二

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○四国地方整備局告示第五十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年十月二十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月十三日　四国地方整備局長　足立　敏之